

平成29年2月 文教企業委員会行政報告資料  
教 育 部

呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）について

第1 策定の趣旨

呉市では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、平成19年4月に「呉市子どもの読書活動推進計画」、平成24年10月に「呉市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」といいます。）を策定し、様々な取組を展開してきました。

その結果、第2次計画実施期間中においては、学校と公立図書館等との連携により「『子ども司書』養成講座」等の体験活動の充実を図るなど一定の成果がみられました。その一方で、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（不読率）の抑制、子供にとって魅力ある学校図書館とするための蔵書等の更なる充実、家庭・地域での一層の読書活動の推進等が今後必要であることも明らかになりました。

こうした取組の成果と課題を整理し、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」（平成25年5月）及び「広島県子供の読書活動推進計画（第3次）」（平成26年2月）を基本とし、「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）」を策定することにより、学校・家庭・地域等が一体となった子供の読書活動の更なる推進を図ります。

第2 取組方針

本計画策定の目的を達成するために、「本に親しむ」「たくさん読む」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」の四つの柱に基づき、以下の視点から取組を推進します。

1 乳幼児期における子供の読書活動の推進

本に親しみ、豊かな心を育てるために、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等や家庭において、読書の機会の提供、保護者の啓発を推進します。

2 学校における子供の読書活動の推進

目的に応じて読んだり、本から学び自らの考えを深めたりする力を育てるために、学校図書館の計画的な蔵書等の充実、読書指導及び読書活動の充実を図ります。

3 地域における子供の読書活動の推進

家庭・地域等において、読書活動を推進する気運を高め、子供が本に親しむことにつながるように、まちづくりセンターの図書室・図書コーナー

での読書の機会の提供、学校・家庭・地域等が一体となった行事を推進します。

#### 4 市立図書館における子供の読書活動の推進

子供が本に親しみ、読書の楽しさを知り、本をたくさん読むことにつながるように、発達段階に応じた絵本会等の読書活動の充実、蔵書の充実等の読書環境の整備、人材育成を推進します。

### 第3 四つの視点に基づく施策の具体例

#### 1 乳幼児期における子供の読書活動の推進

- (1) 乳幼児期からの読書の機会の提供
- (2) 保護者への読書活動の啓発

#### 2 学校における子供の読書活動の推進

- (1) 学校図書館の計画的な整備
  - ア 学校図書館の蔵書等の整備・充実
  - イ 司書教諭の養成及び研修等の充実
  - ウ 読書ボランティアの活用
- (2) 読書指導及び読書活動の充実
  - ア 読む力を育てる指導の充実
  - イ 読書活動の充実
  - ウ イベントを通じた読書活動
  - エ 生き方を考え、表現する機会の提供
  - オ 体験活動への展開

#### 3 地域における子供の読書活動の推進

- (1) まちづくりセンターにおける読書の機会の提供
- (2) イベントを通じた読書活動の啓発

#### 4 市立図書館における子供の読書活動の推進

- (1) 読書活動の充実
  - ア 読書活動の推進
  - イ 読書の機会の提供
  - ウ 生き方を考える機会の充実
- (2) 読書環境の整備
  - ア 蔵書の整備
  - イ 人材の育成
  - ウ 他施設への支援